

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省水産庁水産経営課）

項目名	漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置						
税目	登録免許税（措法78②三）						
要望の内容	<p>漁業信用基金協会が行う債務保証業務においては、漁業近代化資金その他事業又は生活に必要な資金について、債務を保証する仕組みが採られており、これらに係る担保の抵当権設定登記の際に要する登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限が令和5年3月31日までとされている。</p> <p>今般、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」とされ、令和3年5月19日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立（令和4年4月1日施行予定）した。</p> <p>現行制度では、都道府県は貸付けに当たって担保又は連帯保証人を徴することとされているが、物的担保については、担保評価方法の知見不足により貸付けに消極的であることや活用の実績が極めて低い状況にあり、連帯保証人についても、漁村における人口減少や地縁の希薄化により確保が難しくなってきたことに加え、民法改正に伴い公正証書が必要（公証人があらかじめ保証人になろうとする者から直接その保証意思を確認して公正証書（保証意思宣明公正証書）を作成）となったため、沿岸漁業改善資金を活用できない事例も生じている。</p> <p>このため、沿岸漁業従事者等への当該資金の貸付けを円滑化するため、従来の都道府県による直接の貸付けだけでなく、金融機関が貸付主体となり、その原資について都道府県が負担する仕組みである転貸融資方式の導入を可能とし、同方式による沿岸漁業者の債権を漁業信用基金協会が保証することを可能とした。</p> <p>このことにより、漁業信用基金協会が行う債務保証業務において、当該資金も債務保証業務の対象となるため担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の対象とする資金の拡充を要望する（令和5年3月31日まで）。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲1百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ ー百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ ー百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲1百万円	（制度自体の減収額）	（ ー百万円）	（改正増減収額）	（ ー百万円）
平年度の減収見込額	▲1百万円						
（制度自体の減収額）	（ ー百万円）						
（改正増減収額）	（ ー百万円）						

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性向上及び経営改善を図ることを目的としている。          この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、中小漁業者等に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性          令和2年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」とされた。          このため、中小漁業融資保証法（昭27法346）及び沿岸漁業改善資金助成法（昭54法25）について、令和3年5月19日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立した。          このことにより、沿岸漁業改善資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者の債務の保証を漁業信用基金協会が行うことを可能とし、漁業信用基金協会が行う債務保証業務において、当該資金も債務保証業務の対象となるため、担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置の対象とする資金を拡充する必要がある。</p>		
<p>今回の要望に関する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。          《中目標》          水産物の安定供給と水産業の健全な発展          《政策分野》          漁業経営の安定</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、近年の保証引受実績を目安として信用保証を実施することにより、水産基本計画の実現に向け着実に施策を展開する。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年3月31日まで（1年間）</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>		
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、信用保証の引受実績は以下のとおり。</p>		

		漁業信用基金協会の信用保証の引受実績 (単位：億円)				
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		保証実績	747	697	789	762 947
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度適用事業者数 (見込) : 34件 令和4年度適用減税額 (見込) : 227万円				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献している。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	水産金融総合対策事業のうち漁業者保証円滑化対策事業のうち漁業経営改善保証円滑化事業 【令和3年度予算額：582百万円】 認定漁業者等が借り入れる漁業近代化資金等について、漁業信用基金協会の保証に要する保証料負担を経営改善計画の期間(5年間)軽減することで、認定漁業者等の一層の漁業経営の改善の取り組みを支援する。				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	登録免許税の軽減措置と上記保証料助成事業をセットで利用することで、認定漁業者等が設備投資する際の初期負担を軽減する。				
	要望の措置の妥当性	漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性の向上及び経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。 また、漁業信用基金協会が行う債務保証業務においては、漁業近代化資金その他事業又は生活に必要な資金について、債務を保証する仕組みが採られており、沿岸漁業改善資金を債務保証業務の対象とすることで、債務保証業務の目的が変わるものではなく、その目的の中で対象となる資金が追加されるものであるため、当該資金を税制措置の対象とすることは妥当である。				
果に これ までの 税制 特別 措置 の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	当該特例措置の適用実績 (単位：件、百万円)				
			30年度	元年度	2年度	
		対象者数	6,165	6,318	7,358	
		適用事業者数	13	6	8	
		減税額	3	6	2	
		(本措置は、中小漁業者等を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。)				

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献をしている。
	前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。
これまでの要望経緯		昭和 48 年度に創設、以降 2 年ごとに適用期限を延長してきた。 平成 23 年度に軽減税率を 1,000 分の 1.5 (従来 : 1,000 分の 1) に引き上げた上、適用期限を 2 年毎に延長 (令和 5 年 3 月 31 日まで) している。